

# 三重県

## まん延防止等重点措置

本県全域に適用

令和3年8月20日(金)~9月12日(日)

重点措置区域

9市8町

桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、名張市、伊賀市

「まん延防止等重点措置」の強い措置の一部を既に実施している「三重県緊急警戒宣言」により取組を進め、本措置の適用後も切れ目なく対策に取り組みます

# 直近の感染状況

## 直近一週間の感染者数推移(人)

(県内発表分)  
単位:人

8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17
111	131	137	148	151	108	208

## モニタリング指標

1週間連続100人を超過

本日初めて200人を超過

	医療提供体制等の負荷				監視体制	感染の状況			
	病床のひっ迫具合			人口 10万人 あたりの 療養者数		PCR 陽性率	直近1週間の 人口10万人あ たりの新規感 染者数	直近1週 と 先週1週 の比較	感染経路 不明割合
	入院医療		うち重症 者用病床		病床 使用率				
	病床 使用率	入院率	病床 使用率						
<b>8/17 時点</b>	<b>53.4%</b>	<b>17.8%</b>	<b>26.0%</b>	19.19人	<b>8.6</b> (7/31 ~8/6)	<b>56.10人</b>	<b>1.98倍</b>	<b>36.1%</b> (8/10~16 速報値)	
県指標	注意レベル	20%~	-	-	-	4人~	1.0倍	20%	
	警戒レベル	30%~	-	-	-	8人~	1.0倍	30%	
国指標	ステージⅢ	20%~	~40%	20%~	20人~	5%	15人~	1.0倍	50%
	ステージⅣ	50%~	~25%	50%~	30人~	10%	25人~	1.0倍	50%

# 県民の皆様へ

## 新たな要請（特措法第24条第9項に基づく要請）

○日中も含め、外出や移動の自粛を

※生活の維持に必要な場合を除く

○20時以降、飲食店にみだりに出入りすることは避けて

※重点措置区域のみ特措法第31条の6第2項に基づく要請

## 特措法第24条第9項に基づく要請

○県境を越える移動の自粛を ※生活の維持に必要な場合を除く

○大人数や長時間におよぶ飲食は避けて

## 県外の皆様への協力依頼

○三重県への移動の自粛を ※生活の維持に必要な場合を除く

# 事業者の皆様へ（重点措置区域内）

## 新たな要請（特措法第31条の6第1項に基づく要請）

- 飲食店において酒類の提供を行わないこと
- 飲食を主として業とする店舗における  
カラオケ設備の利用の停止
- 結婚式場において営業時間の短縮（20時まで）  
酒類の提供を行わない、カラオケ設備の利用停止
- 大規模商業施設では、売場等の密を避けるため  
入場者の適切な誘導・整理等を

## 特措法第31条の6第1項に基づく要請

- 飲食店における営業時間の短縮（20時まで）

# 事業者の皆様へ（重点措置区域内）

## 新たな要請（特措法第24条第9項に基づく要請）

- 床面積1,000㎡超の運動施設、遊興施設、物品販売業者等における営業時間の短縮（20時まで）
- 百貨店の食品売り場など密になりやすい売り場等では、入場者の適切な誘導・整理等を

## 新たな要請

- 大規模集客施設において酒類提供を控えることの検討を
- 床面積1,000㎡以下の集客施設においても、営業時間短縮（20時まで）など、可能な限り対策の検討を

# 事業者の皆様へ（重点措置区域外）

## 新たな要請（特措法第24条第9項に基づく要請）

- 飲食を主として業とする店舗におけるカラオケ設備の利用の停止
- 結婚式場において、営業時間の短縮（20時まで）  
カラオケ設備の利用停止
- 大規模商業施設では、売場等の密を避けるため  
入場者の適切な誘導・整理等を

## 新たな要請

- 床面積1,000㎡超の集客施設においては、  
営業時間短縮（20時まで）など、可能な限り対策の検討を
- 百貨店の食品売り場など密になりやすい売り場等では、  
入場者の適切な誘導・整理等を

## 特措法第24条第9項に基づく要請

- 飲食店における営業時間の短縮（20時まで）

# 全ての事業者の皆様へ

## 特措法第24条第9項に基づく要請

- 感染拡大予防ガイドラインの遵守、感染防止対策の徹底
- 特に県外との往来の多い若い世代の方を雇用している場合は対策を徹底
- 生活様式や文化の違いを考慮した感染防止対策等の、外国人の方への丁寧な周知
- 小規模福祉施設や通所事業所等において、改めて感染防止対策を徹底

## 協力依頼（特措法に基づかない）

- 在宅勤務の徹底など出勤者の7割削減の取組等

# イベント開催について

## 特措法第24条第9項に基づく要請

○県内で開催されるイベントは、

i) 感染防止対策を徹底し、

参加人数は以下のうち少ないほうを基準に

ii) 開催時間は21時まで

上限人数	収容率	
5,000人	大声での歓声・声援等がない 100%以内	大声での歓声・声援等を想定 50%以内



# 県が実施する対策（医療提供体制等）

- ・入院医療、宿泊療養、自宅療養を常時併用、医療機関の負荷を軽減
- ・後方支援体制を確保し、病床の効率的な活用を促進

## 患者受け入れ病床の確保

- ・患者急増時の緊急的な対応として重症用病床を含め追加的な病床（56床）を確保し受け入れ体制を拡充
- ・軽快した入院患者の宿泊療養施設への移行

## 宿泊療養施設のさらなる活用

- ・宿泊療養施設の施設改修等を進め19室を増室  
（240室 ⇒ 259室）

## 入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ

- ・パルスオキシメーター（貸与用）の追加購入  
（+2,000個 計3,850個）

# 県が実施する対策（ワクチン、検査）

## ワクチン接種の推進

- ・「アストラゼネカ社ワクチン接種センター（仮称）」を県内に1カ所開設し、18歳以上で他の新型コロナワクチン含有成分へのアレルギーがある方や、既にアストラゼネカ社ワクチンを1回接種された方などに接種ができる体制を整備



## 社会的検査の実施

- ・県内全域において、小規模な通所系事業所を含め、障害福祉施設における検査を重点的に実施

# 県が実施する対策（まん延防止）

## 障害福祉施設等の感染防止対策のための相談窓口

- ・**障害福祉施設**や**保育所**等において、**感染防止対策**を行い、**継続的にサービスを提供するため、感染症の専門家等による相談窓口**を設置

## 地域のスポーツ活動における対策

- ・**県営スポーツ施設等の利用時間短縮**（20時まで）  
「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」・「ゆめドームうえの」の全ての施設、**県営都市公園**（北勢中央公園、大仏山公園）の**野球場・テニスコート**

## 感染防止対策の徹底の呼びかけ

- ・措置期間中の**土日**に**広報車**等により**呼びかけ**  
（御殿場海岸・香良洲地区海岸・銚子川等）

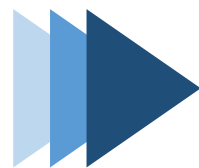
# 県が実施する対策（事業者支援）

## 営業時間短縮要請等の影響に対する支援

### ・三重県飲食店時短要請協力金

※重点措置区域において、酒類提供停止等を伴う20時までの時短要請に全面的に協力いただいた場合に単価を増額

県独自の時短要請  
2.5万円～7.5万円



重点措置区域内  
3万円～10万円

一定の要件（時短要請に継続的に協力等）をみたす飲食店に対し、協力金の一部を早期支給  
（8月末までに制度概要を公表）

# 県が実施する対策（事業者支援）

## 営業時間短縮要請等の影響に対する支援

### ・集客施設時短要請協力金

重点措置区域内の建築物の床面積が1,000㎡超の集客施設において、20時までの時短要請に全面的に協力いただいた事業者に支給。8月末までに制度概要を発表。

### ・飲食店取引事業者等支援金

飲食店の時短要請等の影響を受け、8・9月に売上が減少した事業者に支給。9月中旬に制度概要発表、10月上旬申請受付。

### ・酒類販売事業者等支援金

飲食店の時短要請等の影響を受け、8・9月の売上の減少率に応じて支給。9月中旬に制度概要発表、10月上旬申請受付。